

法令及び判例ニュース
(N.º 4-07)

**A.) 法人所得税 — 寄付金(Contribuição)、補助金(Ajuda)
又は贈与(Doação)の費用控除**

諸福祉慈善団体又は文化芸術スポーツ協会等が主催するイベントの諸経費をカバーするため、団体或は協会は企業へ寄付金等の依頼を申し出るケースが多数発生する。

企業は業界又は地域との友好関係の維持、その他の理由から、ある程度の金額を寄付金、補助金、贈与の名目で支払い、申し出にアテンドしているのが現状かと思われる。

上記名目で支払れた金額は費用として経理処理されていると思われるが、法人所得税法上、費用控除が可能なのか検討してみた。

法人が支払う寄付金又は贈与の費用控除は現所得税法の細則令(Regulamento do Imposto de Renda)に次のように規定されている。

“365 条 - 次に記載された例外を除き、いかなる贈与又は寄付金の控除を禁ずる。

(Art. 365 – São vedadas as deduções decorrentes de quaisquer doações e contribuições, exceto as relacionadas a seguir).”

上記条文の例外取り扱い案件は次の通りとなっている。

I.- 連邦法令により許可され、憲法第 213 の I.と II.項の条件を満たす教育と研究機関への寄付金と贈与は II 項の控除前の操業利益(Lucro Operacional)の 1, 5%を限度とする。(無償で教育をしている組織)

II.- ブラジルの民法従い設立された非営利団体で、贈与する法人の従業員或は地域の為に無償でサービスを提供している団体に対する贈与金。

操業利益の 2%を限度とする。

III.- 更に、2001 年度からは、99 年の法令第 9790 号に従い、OSCIP(Organizações da Sociedade Civil de Interesse Público)への贈与金額も操業利益の 2%を限度とし費用控除が出来ると追加された。

OSCIP は法務大臣の認可した、公益民間組織で、社会福祉; 歴史と文化遺産の維持; 文化振興; 無償教育; 無償医療; 食事と栄養の安全; 環境の維持と保護; ボランティア活動; 貧困撲滅又は社会経済振興; 信用、商業、生産制度等の研究; 無償法律サービス; 人類共通の人権、市民権、平和、道徳の振興; 科学技術開発研究等を目的とした組織が対象となる。

一方、法人所得税の細則令、第 299 条に費用控除の基本的な考えが明示されている。

所得税法上控除できる費用は、”法人の業務と生産源泉の維持に必要な費用” となっており、寄付金、贈与金等は企業の業務維持に不可欠な費用とは考えられない。

以上より、上記 365 条の寄付金、補助金又は贈与金以外の支払い金額は費用控除出来ないと判断される。従って、普通の寄付金、補助金、贈与金は所得確定申告の際、自己否認の処理をして申告する必要が有る。

B.) - 判例

1.- 税金滞納者の Nota Fiscal 印刷と発行

州納税局は税金滞納者に対し税金徴収の目的から、Nota Fiscal の印刷と発行を認めないケースが発生している。

しかし、連邦高等裁判所(STJ)は最高裁判所(STF)の判例、”税金徴収を目的とした操業停止、商品の差し押さえ等は違憲行為である” に従い、税金滞納者に対する Nota Fiscal の印刷と発行の禁止は違憲行為との判決を下した。(REsp 789781)

2.- 販売手数料 — 購入者の都合による販売契約書のキャンセル

売買契約が成立した後、購入者が依頼していた銀行融資金が出なくなり、売買契約書はキャンセルされたケースである。

一方、代理人は既に支払われた販売手数料の払い戻しを拒否していた案件が審議された。

連邦高等裁判所(STJ)は第一、二審の判決をくつがえし、販売手数料は商取引が成立した場合にのみ支払られるものである。

本件のように、購入者が後日売買契約書をキャンセルした場合、商取引は成立していないと判断された。

従って、代理人は既に受け取った販売手数料を払い戻すべきとの判決を出した。

(REsp 753 566)

S. Paulo, 29/03/2007.

Flavio Tsuyoshi Oshikiri

Ohno e Oshikiri Advogados

Tel.(011) 3068-2053